

# 警戒レベル

警戒レベルに応じた行動をしよう！

警戒レベルとは、集中豪雨や台風などによって、風水害などが発生するおそれがあるとき、状況に応じて判断できるよう災害発生の危険度と取るべき行動を5段階で表したものです。

警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなります。

警戒レベル3

避難に時間のかかる方は避難開始

【避難準備・高齢者等避難開始】

高齢の方や障害のある方など、避難に時間を要する方やその支援者は避難を開始し、それ以外の方は避難の準備をしましょう。

警戒レベル4

対象となる地域の方は全員避難

【避難勧告・避難指示】

対象となる地域の方は全員避難しましょう。避難する場合は飛来物などに

十分注意してください。また、避難指示が出ていても、風雨が強く避難に危険を感じる場合は、家の中の安全な場所（窓などから離れた場所や2階）に避難してください。

警戒レベル5

対象となる地域の方は命を守る行動を！

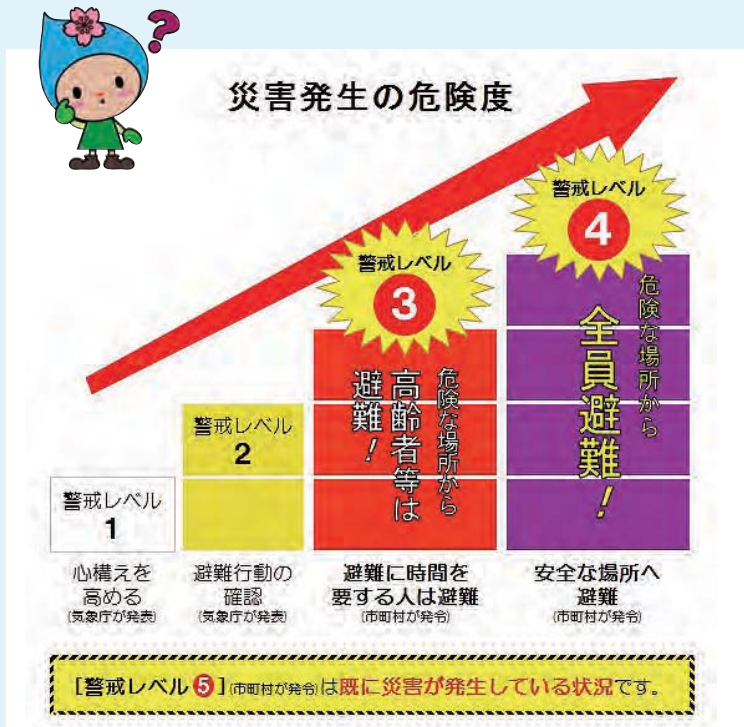
【災害発生】

対象となる地域の方は早急に安全な場所へ避難するなど、身の安全を守る最善の行動をとりましょう。



▲増水した多摩川の様子

| 警戒レベル  | 避難行動等                                                                              | 避難情報等                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況です。<br><b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。                                   | 災害発生情報※1<br>※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）        |
| 警戒レベル4 | <b>速やかに避難先へ避難</b> しましょう。<br>公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難しましょう。   | 避難勧告<br>避難指示（緊急）※2<br>※2 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令） |
| 警戒レベル3 | 避難に時間を要する人（ <b>高齢の方、障害のある方、乳幼児等</b> ）とその <b>支援者は避難</b> をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 避難準備・<br>高齢者等避難開始<br>（市町村が発令）                                 |
| 警戒レベル2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。                                        | 洪水注意報<br>大雨注意報等<br>（気象庁が発表）                                   |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高めましょう。                                                                    | 早期注意情報<br>（気象庁が発表）                                            |



出典：内閣府ウェブサイト

## 災害時の対応

### 避難所の種類と役割

避難所には3つの種類があります。

★**自主避難所**…自主的に避難する方のために開設します。

★**指定避難所**…市内に被害発生が予想される場合などに市内小・中学校に開設します（地域ごとに避難所を指定）。

※指定場所以外の避難所への避難も可能です。

★**福祉避難所**…指定避難所に避難した方のうち、配慮が必要な方への対応を行うために開設します。市内に6か所（福祉センター、中央児童館、東児童館、西児童館、いこいの里、都立羽村特別支援学校）あり、原則として指定避難所が開設したのちに、必要に応じて開設します。

また、福祉避難所のほかに市内の介護老人福祉施設5か所（羽村園、多摩の里むさしの園、神明園、あかしあの里、ときわ木の里）と協定を結び、要配慮者が避難する施設として協力していただく体制を整えています。

### 避難所への避難は開設のお知らせがあつてから

開設は、状況に応じて判断します。避難所を開設する場合には、事前に防災行政無線、羽村市メール配信サービス、市公式サイトなどでお知らせしますので、その前に直接施設への避難はしないでください。



▲指定避難所の様子

### 防災行政無線の聞き方

家屋の防音性・気密性が上がっていることから、防災行政無線は原則として窓を開けて聞いてください。強風の時など窓を開けることに危険が伴う場合は、防災行政無線で流した内容を電話で確認できるサービス

### 避難の方法

避難は、原則として徒歩で行ってください。やむを得ず車で避難する時は、近所の方と乗り合わせて台数を少なくする、送迎のみを行うなどの工夫をお願いします。避難所に避難する時には自助（自分の身は自分で守る）の意識を持ち、必要と判断したもの（食糧や寝具など）を持参してください。

### 避難所での過ごし方

避難所は全体が一つの共有スペースです。お互いに譲り合いの心を持って過ごしましょう。また、体の不自由な方などへは介助を行うなど、互助（被災者同士助け合う）の意識を持って行動することも大切です。

### 感染症流行時の避難のポイント

不特定多数の人がスペースを共有する避難所では、感染症流行のリスクが高まります。感染症流行時に避難する時には次のことを心がけましょう。

★**避難所での感染を予防する備えを**  
新型コロナウイルスやノロウイルスなどによる流行性感染症は時期を問わず流行することがあります。避難所へ避難をする時は、マスクやアルコール消毒スプレーなど、感染予防グッズを持参することで感染のリスクを下げるができます。また、分散避難（自宅が安全な地域にある場合は、自宅の中の安全な場所待機したり、安全な場所に住んでいる親戚や、友人の家などに避難したりすること）を行うことも対策の一つです。

特に人が密集する避難所では「三密」を避けることが難しく、クラスター（集団感染）が発生する確率も高くなります。自分の予防だけでなく他の方にうつすことがないように、体調管理なども徹底しましょう。